

<生産設備の賃借による生産>

I 届出の手續方法

1 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出について

他の肥料生産業者の生産設備を賃借して肥料の生産を行う場合、肥料の登録申請及び生産業の届出と併せて、生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出が必要です。

なお、届出事項に変更があった場合または生産を廃止した場合も届出て下さい。

(1) 生産設備の賃借による肥料生産に係る届に必要な書類等

- | | |
|--|-----|
| ア 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書 | 1 通 |
| イ 肥料生産設備賃借契約書の写し | 1 通 |
| ウ 賃借する工場の地図及び見取り図
(朱書きにより賃借する箇所を囲んで示す。) | 1 通 |

2 届出書の受け取り通知について

届出書が提出され受け取った場合は、整理番号を記した通知文を送付します。